

狛江市 基幹相談支援センター

令和6年2月21日

狛江市地域自立支援協議会資料

基礎情報(案) ※下線部分は前回調整中と報告していた項目です。

【対象】 全年齢の障害者総合支援法の対象である身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び指定難病患者
ただし、18歳未満は児童発達支援センターと、65歳以上は地域包括支援センターと連携して対応する。

【運営方法】 狛江市福祉相談課 直営

【職員体制】 福祉専門職等を含む常勤3名(案)

【場所】 ・令和6年4月～ 市役所2階 福祉相談課内に基幹相談支援センター担当設置

・令和6年11月～ 地域生活支援拠点併設相談室に開設(案)

【開所時間】 平日8:30～17:15(予定)

※虐待通報窓口として、24時間電話対応受付体制あり

主な機能(案)

①総合的・専門的な相談支援の実施

- ・3障がい等への総合的な対応
- ・専門性が高いケースへの相談・対応

②地域の相談支援体制の強化と取組

- ・相談支援事業所等の後方支援
- ・計画相談支援の推進
- ・人材育成
- ・地域自立支援協議会事務局
- ・当事者活動の推進・支援
- ・市の各部署・関係機関との連携

③地域移行・地域定着の促進の取組

- ・精神科病院等の訪問による地域の把握、関係機関への普及啓発
- ・精神科病院等への働きかけ

④権利擁護・虐待防止

- ・狛江市障がい者虐待防止センター
- ・親亡き後の支援、成年後見制度の活用等の権利擁護

※①～④国が示す基幹相談支援センターの役割